

国 女 財 第 4 号
令和6年5月17日

環 境 大 臣 殿

独立行政法人国立女性教育会館
理事長 萩原 なつ子

環境物品等の調達実績の概要について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

令和５年度における環境物品等の調達実績の概要

独立行政法人国立女性教育会館

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

１ 令和５年度の調達方針の策定等

令和５年度においては、同年４月３日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、調達方針という）の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

２ 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表１「令和５年度特定調達品目調達実績取りまとめ表 年間集計用」、別表２「令和５年度調達品目（公共工事）調達実績概要」、別表３「令和５年度間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」のとおりである。

目標達成状況

（１）物品・役務

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、目標調達率をすべて１００％としていたところ、別表１のとおり、判断の基準を満たす物品を概ね目標どおり調達した。

調達目標を達成できなかった物品については、必要とする機能や性能を備えた物品には適合品がなかったこと等の理由によるものである。ただし、グリーン購入法の判断の基準を満たさない物品であっても、環境保全に積極的に取り組む事業者が製造した製品を選択するなど、調達方針に定めた環境配慮の観点に沿った調達を行った。

（２）公共工事

公共工事の調達実績はなかった。

（３）間伐材及び合法木材

間伐材及び合法木材の調達実績はなかった。

３ 当該年度調達実績に関する評価

令和５年度の調達については、当初の年度調達目標を概ね達成できたと認められる。令和５年度以降の調達においても引き続き、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境物品等の調達の推進を図ることとする。